

令和2年8月19日
京丹後市役所

本市におきまして、固定資産税について、本来非課税とすべきものを誤って課税していたことが判明しましたので、下記のとおりお知らせします。大変御迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

1. 概要

協同組合が所有する事務所については、地方税法の規定により固定資産税を非課税とすべきところ、事務処理誤りにより課税していることが判明。地方税法及び京丹後市固定資産税等に係る返還金取扱要綱に基づき20年間分について返還します。

2. 経緯

令和2年5月中旬に納税義務者より、中小企業等協同組合法により設立された組合が所有・使用する事務所、倉庫は非課税に当たるのではないかとの申し出があり、現地調査や関係書類の確認を行った結果、地方税法第348条第4項（中小企業等協同組合法による組合が所有し、かつ使用する事務所及び倉庫に対しては固定資産税を課することができない）に該当することが判明しました。

3. 対象者数等

○対象者数：1組合 ○対象物件：事務所2棟（昭和49年及び52年築）

○金額：4,835,700円（固定資産税 3,685,200円、還付加算金 1,150,500円）

<内訳>

○平成28年～令和元年…地方税法に基づくもの

固定資産税	540,300円
還付加算金	18,200円
合計	558,500円

※令和2年度分については、更正処理により対応。

○平成13年～平成27年…返還金取扱要綱に基づくもの

固定資産税	3,144,900円
還付加算金	1,132,300円
合計	4,277,200円

4. 対応

対象者の方に対してお詫びするとともに、地方税法に基づく分については、7月30日に還付済。返還金取扱要綱に基づく分については、8月28日に返還させていただくこととしています。

5. 再発防止策

今回の事態を厳粛に受け止め、今後、適正な課税事務に努めます。

○問合せ先 京丹後市役所 市民環境部 税務課（0772-69-0180）